



## 受取人が先に死亡した生命保険 ～子供のいない夫婦が掛けていた保険金の行方～

税理士 廣瀬 裕

ある老夫婦が二人で仲睦まじく暮らしていました。この夫婦には子供はなく、夫 A には弟 B が、妻 X には姉 Y がいました。A の弟 B 夫婦は老夫婦の近くに住んでおり、老夫婦の晩年の世話をし、また老夫婦も B の子供をわが子のようにとても可愛がっており、将来は財産をこの甥っ子に渡したいと思っていました。一方、X の姉 Y は、遠方に住んでおり、この老夫婦とはほとんど接触はありませんでした。また、この夫婦は将来に備えて、夫 A が被保険者、妻 X が受取人の生命保険を掛けていました。

時がたち、妻 X が病気で先に亡くなってしまいました。その葬儀から1ヶ月も経たない時に、今度は夫 A が事故で亡くなってしまったのです。夫 A の葬儀が終わった後、A の弟 B が身辺整理をしているときに、夫 A が被保険者、妻 X が受取人の保険証券を発見しました。

A の弟 B は、妻 X が先に亡くなっているため受取人の権利は消滅しその保険金は B のものだと主張し、X の姉 Y は、受取人は妻 X なのだから自分たちにも受け取る権利はあると主張しました。保険金は相続財産ではないのですが、ここでも「争続」が始まりました。

この場合、当該生命保険契約の約款にその定めがあればそれに従うのですが、無い場合には保険法の定めによります。そこでは、保険受取人が先に亡くなった場合には、その受取人の相続人の全員が受け取るようになっており、この場合は夫 A と姉 Y となりますが、夫 A は亡くなったので、実際は夫 A の弟 B と姉 Y となります。

ここで注意しなければならないのが、その割合で、法定相続割合で行くと夫 A (弟 B) が 3/4、姉 Y が 1/4 となるのですが、保険金の請求権は法定相続割合ではなく、等しい割合で権利を有するという最高裁判例があるということです。よって、弟 B と姉 Y はそれぞれ 1/2 ずつの保険金を受け取るようになります。

もし妻 X が亡くなった時に受取人を弟 B や甥っ子に変えていたならば、A の保険金は姉 Y に渡ることにはなかったため、受取人の名義変更を失念すると思ってもないところに渡ることになるので注意が必要です。

